

【参考資料】

令和7年第1回奥州市議会定例会
条例追加議案 新旧対照表

議案第 38 号	奥州市手数料条例の一部を改正する条例 〔奥州市手数料条例（第1条関係）〕 〔奥州市手数料条例（第2条関係）〕
議案第 39 号	奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 40 号	奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 41 号	奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 42 号	奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
6 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（ <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項第1号に掲げる建築物に限る。</u> ）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	<u>確認申請又は計画通知1件につき、(1)に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）であるときは、建築物の種類ごとに、住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）の床面積の合計の区分に応じ、(2)に定める額を加算した額）</u> <u>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては1万5,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては2万8,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては3万3,000円</u> <u>(2) 人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建てであるものに限る。）にあつては床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては1万3,000円、200平方メートル以上のものにあつては1万5,000円、人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建てであるものを除く。）にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万8,000円</u>	6 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（ <u>同法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。</u> ）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	<u>1件につき 床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては1万4,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては2万7,000円、500平方メートルを超えるものにあつては4万8,000円</u>
略	略	略	略	略	略

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
8 建築基準法第7条第1項（建築基準法施行令第148条第1項第1号に掲げる建築物に限る。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物に関する完了検査申請等手数料	完了検査申請又は工事完了通知1件につき、(1)に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、(2)に定める額を加算した額） (1) 床面積（建築物を移転した場合にあっては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1として算定する。）の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万4,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあっては1万8,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあっては2万3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては3万2,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル未満のものにあっては7,000円、200平方メートル以上500平方メートル未満のものにあっては9,000円	8 建築基準法第7条第1項（同法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物に関する完了検査申請等手数料	1件につき 床面積（建築物を移転した場合にあっては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1として算定する。）の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万4,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあっては1万8,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあっては2万3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては3万2,000円、500平方メートルを超えるものにあっては5万3,000円
8の2 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用に係る認定の申請に対する審査	建築物に関する仮使用に係る認定申請手数料	1件につき 12万円			
略	略	略	略	略	略
15の2 建築基準法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定の申	既存の1の建築物について、2以上の工事に分けて行う工事の	1件につき床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあっては1万5,000円、100平方メー	15の2 建築基準法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定の申	既存の1の建築物について、2以上の工事に分けて行う工事の	1件につき床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあっては1万4,000円、100平方メー

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
請に対する審査	全体計画の認定 申請手数料	トルを超え200平方メートル以内のものに あつては2万8,000円、200平方メートル を超え500平方メートル以内のものにあつ ては <u>3万3,000円</u>	請に対する審査	全体計画の認定 申請手数料	トルを超え200平方メートル以内のものに あつては2万1,000円、200平方メートル を超え500平方メートル以内のものにあつ ては2万7,000円、500平方メートルを超 えるものにあつては4万8,000円
略	略	略	略	略	略
15の4 建築基準法施行令第137条の 12第6項の規定に基づく既存の建築 物の敷地等と道路との関係に関する 制限の適用除外に係る認定の申請に 対する審査	建築物に関する 認定申請等手数 料	1件につき <u>2万7,000円</u>			
15の5 建築基準法施行令第137条の 12第7項の規定に基づく既存の建築 物の道路内の建築に関する制限の適 用除外に係る認定の申請に対する審 査	建築物に関する 認定申請等手数 料	1件につき <u>2万7,000円</u>			
略	略	略	略	略	略
18の6 低炭素化法第53条第1項の規 定に基づく低炭素建築物新築等計画 の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新 築等計画認定申 請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（ 低炭素化法第54条第2項の規定により建 築基準関係規定に適合するかどうかの審 査を受けるよう申し出る場合にあっては 、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以 外の用に供する部分を有しないもの に限る。以下この項において同じ。 ）又は人の居住の用に供する部分を 有する建築物（一戸建ての住宅及び 共同住宅等（共同住宅、長屋その他 一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 以下この項において同じ。）を除く 。以下この項において「住宅・非住 宅複合建築物」という。）（一戸建 てであるものに限る。）の住戸（エ ネルギー消費性能（建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関する法律 （平成27年法律第53号）第2条第1 項第2号に規定するエネルギー消費	18の6 低炭素化法第53条第1項の規 定に基づく低炭素建築物新築等計画 の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新 築等計画認定申 請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（ 低炭素化法第54条第2項の規定により建 築基準関係規定に適合するかどうかの審 査を受けるよう申し出る場合にあっては 、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以 外の用に供する部分を有しないもの に限る。以下この項及び次項におい て同じ。）又は人の居住の用に供す る部分を有する建築物（一戸建ての 住宅及び共同住宅等（共同住宅、長 屋その他一戸建ての住宅以外の住宅 をいう。以下この項及び次項におい て同じ。）を除く。以下この項及び 次項において「住宅・非住宅複合建 築物」という。）（一戸建てである ものに限る。）の住戸（当該住宅又 は住戸のエネルギー消費性能（建築 物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律（平成27年法律第53号。、

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		性能をいう。以下この項、18の8の項及び18の11の項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、18の8の項及び18の11の項において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導標準計算基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 3万6,000円（市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める旨を証する書類（以下この項において「適合証」という。）を添付した場合にあっては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上400平方メートル未満の場合 7万2,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円） イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導仕様基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が200平方メートル			以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から18の13の項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあっては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） (ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万6,000円） イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が200平方メートル

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		未満の場合 1万8,000円（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 1万9,000円（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、5,000円） ウ <u>一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導仕様計算併用法基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。）</u> (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 2万6,000円（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 2万9,000円（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、5,000円） エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）（<u>誘導標準計算基準適合認定申請に係るものに限る。</u>） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)及び(イ)に定める額に次に掲げる共用部分の床面積（エ(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）			以内の場合 1万8,000円（<u>認定基準に適合する場合</u>にあっては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 1万9,000円（<u>認定基準に適合する場合</u>にあっては、5,000円） ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（<u>建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。</u>）をいう。以下この項及び次項において同じ。）（<u>当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。</u>） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てで

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額 (ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル未満の場合 <u>11万4,000円</u>（適合証を添付した場合にあっては、1万円） (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 <u>18万7,000円</u>（適合証を添付した場合にあっては、<u>2万8,000円</u>） オ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様基準適合認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(1)オ(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル未満の場合 <u>3万4,000円</u>（適合証を添付した場合にあっては、1万円） (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 <u>5万9,000円</u>（適合証を添付した場合にあっては、<u>2万</u>			あるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額に次に掲げる共用部分の床面積（(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額 (ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 <u>10万9,000円</u>（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>17万9,000円</u>（認定基準に適合する場合にあっては、<u>2万7,000円</u>） エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(1)エ(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 <u>3万3,000円</u>（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>5万7,000円</u>（認定基準に適合する場合にあっては、<u>2</u>

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		1,000円) カ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様計算併用法基準適合認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ウ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(1)カ(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5万3,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円） (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 8万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、2万1,000円） キ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項において「工場等専用部分」とい			万円) オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び次項におい

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		う。)である場合を除く。) (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>適合証を添付した場合</u>にあつては、1万円） a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（<u>以下この項において「誘導標準入力法基準適合認定申請」という。</u>） 23万5,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（<u>以下この項において「誘導モデル建物法基準適合認定申請」という。</u>） 9万円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>適合証を添付した場合</u>にあつては、1万7,000円） a <u>誘導標準入力法基準適合認定申請</u> 29万5,000円 b <u>誘導モデル建物法基準適合認定申請</u> 11万5,000円			て「工場等専用部分」という。)である場合を除く。) (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>認定基準に適合する場合</u>にあつては、1万円） a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万6,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>認定基準に適合する場合</u>にあつては、1万7,000円） a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、そ

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		ク 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、1万円） a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「<u>工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請</u>」という。） <u>2万4,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「<u>工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請</u>」という。） <u>2万円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ			れぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、<u>2万7,000円</u>） a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 <u>38万円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 <u>15万6,000円</u> カ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>認定基準に適合する場合</u>にあっては、1万円） a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 <u>10万9,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 <u>4万8,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それ

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円） a <u>工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請</u> 3万2,000円 b <u>工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請</u> 2万7,000円 ケ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 住宅部分のうち、住戸にあっては(1)アからウまで、共用部分にあっては(1)エからカまでに掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額に、(1)キ又はクに掲げる非住宅部分の建築物等の区分に応じ、それぞれ(1)キ又はクに定める額を加算した額			それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円） a <u>建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> 13万8,000円 b <u>建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> 6万3,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円） a <u>建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> 17万9,000円 b <u>建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> 8万4,000円 キ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(7)から(ウ)まで並びに(1)ウ(7)及び(イ)に定める額（当該住戸及び共用部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの）にあっては、住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)イ(7)又は(イ)及び(1)エ(7)から(エ)までに定める額）を合算した

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額			額に、<u>(1)オ(7)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)カ(7)から(ウ)まで）に定める額を加算した額</u> (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額
18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) <u>18の6の項の金額の欄の(1)アからケまでに掲げる建築物等の区分ごとに、備考1第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)アからケまでに定める額</u>	18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) <u>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア <u>一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(7)から(ウ)までに定める額（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(7)又は(4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(7)又は(4)に定める額）</u>

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
					<u>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分</u> 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積並びに同項(1)ウ(ア)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで並びにウ(ア)及び(イ)に定める額（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の18の6の項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額） <u>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）</u> 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める額 <u>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）</u> 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める額

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改正後			現行		
		(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分			オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(7)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(7)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(7)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(7)又は(イ)及び同項(1)エ(7)及び(イ)並びに同項(1)オ(7)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)カ(7)から(ウ)まで)に定める床面積の合計(同項(1)オ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(7)から(ウ)まで及び同項(1)ウ(7)又は(イ)(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(7)又は(イ)及び同項(1)エ(7)及び(イ)並びに同項(1)オ(7)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)カ(7)から(ウ)まで)に定める額を合算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		7の項に定める額			7の項に定める額
18の8 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び18の11の項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。）を除く。以下この項及び18の11の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。）（エネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「標準計算基準適合計画」という。）に係るものに限る。） ア 床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。）（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。以下この項及び18の11の項において同じ。）の合計が200平方メートル未満の場合 3万5,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 4万円 (2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基	18の8 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「仕様計算併用法基準適合計画」という。）に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 2万6,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 2万9,000円 (3) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（標準計算基準適合計画に係るものに限る。） ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。18の11の項(1)エにおいて同じ。）を省令第5条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。18の11の項(1)エにおいて同じ。）の床面積を除く。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 7万1,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 11万9,000円 (4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（仕様計算併用法基準適合計画に係るものに限る。） ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5万3,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 8万9,000円 (5) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場			(1) 特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項から18の10の項までにおい

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。）を除く。） 又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び18の11の項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。） ）（エネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「標準入力法基準適合計画」という。）に係るものに限る。） ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 23万5,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 29万5,000円			て同じ。）の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画 ア 特定建築物の非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。）の合計が1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円 イ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		(6) <u>人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（エネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「モデル建物法基準適合計画」という。）に係るものに限る。）</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9万円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 11万5,000円</u> (7) <u>人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（標準入力法基準適合計画に係るものに限る。）</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2万4,000円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 3万2,000円</u> (8) <u>人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（モデル建物法基準適合計画に係るものに限る。）</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2万円</u>			(2) <u>特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画</u> <u>ア 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合 12万3,000円</u> <u>イ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円</u>

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 2万7,000円 (9) 住宅・非住宅複合建築物（(1)から(8)までに係るものを除く。） 住宅部分にあつては(1)から(4)まで、非住宅部分にあつては(5)から(8)までに掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額			
18の9 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	18の8の項の金額の欄の(1)から(9)までに掲げる建築物等の区分ごとに、備考1第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)から(9)までに定める額	18の9 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額 (2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額
18の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	18の8の項の金額の欄の(1)から(9)までに掲げる建築物等の区分ごとに、備考1第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)から(9)までに定める額	18の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 備考1第2号の規定により算定した面積の18の8の項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額 (2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 備考1第2号の規定により算定した面積の18の8の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
					積の18の8の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額
18の11 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導標準計算基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める旨を証する書類（以下この項において「適合証」という。）を添付した場合にあっては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 4万円（適合証を添	18の11 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）を除く。）をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万8,000円（市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあっては、6,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4万3,000円（認定

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		<u>付した場合にあっては、5,000円</u>) イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「<u>誘導仕様基準適合認定申請</u>」という。）に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 <u>1万8,000円（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）</u> (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 <u>1万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）</u> ウ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「<u>誘導仕様計算併用法基準適合認定申請</u>」という。）に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 <u>2万6,000円（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）</u> (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 <u>2万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）</u> エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（<u>誘導標準計算基準適合認定申請に係るものに限る。</u>）			<u>基準に適合する場合にあっては、6,000円</u>) イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（<u>当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。</u>） (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 <u>2万円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円）</u> (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 <u>2万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円）</u> ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（<u>当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が</u>

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		(7) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 <u>7万1,000円</u>（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>1万円</u>） (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 <u>11万9,000円</u>（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>2万1,000円</u>） オ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（<u>誘導仕様基準適合認定申請に係るものに限る。</u>） (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 <u>3万4,000円</u>（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>1万円</u>） (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 <u>5万9,000円</u>（<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>2万1,000円</u>） カ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（<u>誘導仕様計算併用法基準適合認定申請に係るものに限る。</u>）			省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（<u>省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び18の13の項(4)において同じ。</u>）の床面積を除く。（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 <u>7万7,000円</u>（<u>認定基準に適合する場合</u>にあっては、<u>1万1,000円</u>） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>12万7,000円</u>（<u>認定基準に適合する場合</u>にあっては、<u>2万3,000円</u>） エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 <u>3万7,000円</u>（<u>認定基準に適合する場合</u>にあっては、<u>1万1,000円</u>） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>6万3,000円</u>（<u>認定基準に適合する場合</u>にあっては、<u>2万3,000円</u>）

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		る。) (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5万3,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円） (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 8万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、2万1,000円） キ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 23万5,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円） (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 29万5,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円） ク 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等			オ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円） (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円） カ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		専用部分である場合を除く。）（エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 <u>9万円（適合証を添付した場合にあっては、1万円）</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 <u>11万5,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円）</u> <u>ケ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（エネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</u> (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 <u>2万4,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円）</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 <u>3万2,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円）</u> <u>コ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部</u>			イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 <u>9万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 <u>12万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円）</u> (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>16万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円）</u>

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		分である場合に限る。）（エネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ） (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2万円（適合証を添付した場合にあっては、1万円） (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 2万7,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円） サ 住宅・非住宅複合建築物（アからコまでに係るものを除く。） 住宅部分にあっては(1)アからカまで、非住宅部分にあっては(1)キからコまでに掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額			キ 住宅・非住宅複合建築物（アからカまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 (1)ウ(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの）にあっては、(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの）にあっては、(1)エ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあっては、(1)ア(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの）にあっては、(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、そ

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改正後			現 行		
		(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額			れぞれ(1)ア(7)又は(4)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)イ(7)又は(4)に定める額） (4) 非住宅部分 (1)オ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)オ(7)から(ウ)までに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)カ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)カ(7)から(ウ)までに定める額） (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額
18の12 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟につき、18の11の項の金額の欄の(1)アからサまでに掲げる建築物等の区分ごとに、備考1第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)アからサまでに定める額	18の12 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改正後			現 行		
					複合建築物の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(7)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(7)又は(イ)に定める額（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の同項(1)イ(7)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(7)又は(イ)に定める額） イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(7)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(7)又は(イ)に定める額（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の同項(1)エ(7)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(7)又は(イ)に定める額） ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(7)から(ウ)までに定める床面積

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
					の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(7)から(ウ)までに定める額 エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(7)から(ウ)までに定める額 オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、(7)及び(イ)に定める額を合算した額 (7) 住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(7)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)エ(7)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(7)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)エ(7)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の同項(1)ア(7)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るも

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
		(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額			のにあつては、同項(1)イ(7)又は(4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(7)又は(4)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(7)又は(4)に定める額） (4) 非住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(7)から(7)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(7)から(7)までに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(7)から(7)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(7)から(7)までに定める額） (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額
			18の13 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万8,000円（市長が別に

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行		
						定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すると認めた場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあつては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4万3,000円（認定基準に適合する場合にあつては、6,000円） (2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円（認定基準に適合する場合にあつては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円（認定基準に適合する場合にあつては、6,000円） (3) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円（認定基準に適合する場合にあつては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円（認定基準に適合する場合にあつては、6,000円） (4) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行		
						合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (5) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (6) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分

奥州市手数料条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後				現 行		
						を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (7) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円） ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円） (8) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 12万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円） ウ 床面積の合計が1,000平方メートル

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行		
						を超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円（認定基準に適合する 場合にあっては、3万円） (9) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建て であるものに限る。） 次に掲げる部 分の区分に応じ、ア及びイに定める額 を合算した額 ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床 面積の合計の区分に応じ、それぞれ (1)ア又はイに定める額（当該住宅部 分のエネルギー消費性能が省令第1 条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に 定める基準に適合するものとしてさ れた認定申請に係るものにあつては (2)ア又はイに定める床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに 定める額、省令第1条第1項第2号 イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合 するものとしてされた認定申請に係 るものにあつては(3)ア又はイに定め る床面積の合計の区分に応じそれぞ れ(3)ア又はイに定める額) イ 非住宅部分 (7)アからウまでに定 める床面積の合計の区分に応じ、そ れぞれ(7)アからウまでに定める額（ 当該非住宅部分のエネルギー消費性 能が省令第1条第1項第1号ロに定 める基準に適合するものとしてされ た認定申請に係るものにあつては、 (8)アからウまでに定める床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ(8)アから ウまでに定める額） (10) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建て であるものを除く。） 次に掲げる部 分の区分に応じ、ア及びイに定める額 を合算した額 ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床 面積の合計の区分に応じ、それぞれ (4)ア又はイに定める額（当該住宅部

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後			現 行		
					分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)ア又はイに定める額 イ 非住宅部分 (9)イに定める額
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

別表第4（第2条関係）

事務	名称	金額
略	略	略
40 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に関する事務	優良宅地造成認定申請手数料	(1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 14万円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 20万円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 27万円 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 40万円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 53万円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 69万円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 90万円
略	略	略
58 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれに定める金額 (1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 8,900円 イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3

別表第4（第2条関係）

事務	名称	金額
略	略	略
40 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に関する事務	優良宅地造成認定申請手数料	(1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 13万円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 19万円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 26万円 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 39万円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 51万円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 66万円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 87万円
略	略	略
58 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれに定める金額 (1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 8,600円 イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行			
			ヘクタール未満の場合 <u>2万3,000円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>4万5,000円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>8万9,000円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 <u>14万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>18万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>23万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>31万円</u> (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>1万4,000円</u> イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>3万1,000円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>6万7,000円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>13万円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 <u>21万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>28万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>35万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>50万円</u> (3) その他の目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>8万9,000円</u>				ヘクタール未満の場合 <u>2万2,000円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>4万3,000円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>8万6,000円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 <u>13万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>17万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>22万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>30万円</u> (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>1万3,000円</u> イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>3万円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>6万5,000円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>12万円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 <u>20万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>27万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>34万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>48万円</u> (3) その他の目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>8万6,000円</u>

奥州市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行			
			イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>14万円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>20万円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>27万円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 <u>40万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>53万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>69万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>90万円</u>				イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>13万円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>19万円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>26万円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 <u>39万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>51万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>66万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>87万円</u>
59 都市計画法第35条の2による開発行為許可の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（2以上の区分に該当するときは、それぞれの額を合算した額）とし、その額が90万円を超えるときは90万円とする。 (1)～(3) 略		59 都市計画法第35条の2による開発行為許可の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（2以上の区分に該当するときは、それぞれの額を合算した額）とし、その額が87万円を超えるときは87万円とする。 (1)～(3) 略	
59の2 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項に規定する都市計画法第41条第1項の規定による制限の内容に適合していることを証する書面の交付	都市計画法施行規則第60条第1項による証明書交付手数料	1件につき <u>1,500円</u>					
60 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合も含む。）の規定に基づく、建築許可の申請に対する審査	用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請手数料	1件につき <u>4万8,000円</u>		60 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合も含む。）の規定に基づく、建築許可の申請に対する審査	用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請手数料	1件につき <u>4万6,000円</u>	
61 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく、予定建築物等以外の建築等許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき <u>2万7,000円</u>		61 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく、予定建築物等以外の建築等許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき <u>2万6,000円</u>	
62 都市計画法第45条の規定に基づく、開発許可を受けた地位の継承の承	開発許可を受けた地位	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 (1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の		62 都市計画法第45条の規定に基づく、開発許可を受けた地位の継承の承	開発許可を受けた地位	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 (1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の	

奥州市手数料条例新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 後			現 行		
認申請に対する審査	の継承の承認申請手数料	建築又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設で開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の場合 <u>1,800円</u> (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設で開発区域の面積が 1 ヘクタール以上の場合 <u>2,800円</u> (3) 上記以外のもの <u>1 万8,000円</u>	認申請に対する審査	の継承の承認申請手数料	建築又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設で開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の場合 <u>1,700円</u> (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設で開発区域の面積が 1 ヘクタール以上の場合 <u>2,700円</u> (3) 上記以外のもの <u>1 万7,000円</u>
63 都市計画法第47条第 5 項の規定に基づく、開発登録簿の写しの交付申請	開発登録簿の写しの交付申請手数料	用紙 1 枚につき <u>490円</u>	63 都市計画法第47条第 5 項の規定に基づく、開発登録簿の写しの交付申請	開発登録簿の写しの交付申請手数料	用紙 1 枚につき <u>470円</u>
略	略	略	略	略	略

奥州市手数料条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後			現 行		
別表第4（第2条関係）			別表第4（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
58 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれに定める金額 (1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 1万3,000円 イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 3万2,000円 ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 5万8,000円 エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 10万円 オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 16万円 カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 22万円 キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 32万円 ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 43万円 (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 1万8,000円 イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 4万円 ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 8万円 エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 14万円 オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘ	58 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれに定める金額 (1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 8,900円 イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 2万3,000円 ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 4万5,000円 エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 8万9,000円 オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 14万円 カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 18万円 キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 23万円 ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 31万円 (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 1万4,000円 イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 3万1,000円 ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 6万7,000円 エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 13万円 オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘ

奥州市手数料条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後			現 行		
		クター未満の場合 <u>23万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>32万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>44万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>62万円</u> (3) その他の目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>9万3,000円</u> イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>15万円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>21万円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>28万円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 <u>42万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>57万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>78万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>102万円</u>			クター未満の場合 <u>21万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>28万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>35万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>50万円</u> (3) その他の目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>8万9,000円</u> イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>14万円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>20万円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>27万円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 <u>40万円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 <u>53万円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 <u>69万円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>90万円</u>
59 都市計画法第35条の2による開発行為許可の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（2以上の区分に該当するときは、それぞれの額を合算した額）とし、その額が <u>102万円</u> を超えるときは <u>102万円</u> とする。 (1)～(3) 略	59 都市計画法第35条の2による開発行為許可の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（2以上の区分に該当するときは、それぞれの額を合算した額）とし、その額が <u>90万円</u> を超えるときは <u>90万円</u> とする。 (1)～(3) 略
略	略	略	略	略	略

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(従業者の員数) 第151条 略 2～12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略	(従業者の員数) 第151条 略 2～12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（それぞれ子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられてい	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（それぞれ子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>ること。</u> <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合</u> 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者 <u>6・7 略</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要であり、かつ、適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	<u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。） (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合</u> 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者 <u>4・5 略</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要であり、かつ、適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略 2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略 2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</u> 6～11 略 附 則 （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困	2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 <u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</u> 4～9 略 附 則 （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
第3条を次のように改める。 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分	第3条を次のように改める。 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第１項</u>及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 第４条第１項に次の２号を加える。 (7) 技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令<u>第37条第１項</u>及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第１項</u>及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 第４条第１項に次の２号を加える。 (7) 技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令<u>第34条第１項</u>及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの